



駆除費用の一部を補助します

スズメバチの巣駆除費用補助金



安全安心な生活環境維持のため、スズメバチの巣の駆除費用の一部を補助します。

※駆除費用の領収書に記載された領収日から30日以内に申請してください。

▼対象(次の全てに該当する場合)

- ①スズメバチが活動している巣の駆除であること
- ②建物または土地の所有者、管理者または賃借する個人であること
- ③駆除業者によって駆除が行われていること
- ④同一年度内に、同一の建物または土地において補助金を受けていないこと。

▼補助金額

駆除に要した費用の2分の1(100円未満切捨て)で、上限10,000円

▼申請に必要なもの

- 申請書(町ホームページからダウンロードできます)
- 領収書(巣の撤去費用の明細がわかるもの)
- 状況写真(駆除前後の状況がわかるもの)
- 交付請求書(町ホームページからダウンロードできます)

▼問い合わせ先

住民課 住民環境室
☎26・2245(直通)

環境にやさしいまちづくり

令和4年度住宅用太陽光発電システム設置整備事業補助金



住宅用太陽光発電システムを設置する人に補助金を交付しています。

▼対象(次の全てに該当する場合)

- ①町内に住所を有し、自ら居住する住宅に発電システムを設置した、または自ら居住するため発電システム付き住宅を購入した
- ②申請時に世帯全員が町税などを完納している
- ③所有者全員から同意がとれている
- ④電力会社との電力受給契約を締結しており、連系開始日(売電を開始した日)が4月1日〜令和5年3月31日の期間である
- ⑤過去にこの補助金の交付を受けていない(1住宅につき1補助とし、かつ1申請者当たり1回限り)

※法人・集合住宅及び店舗併用住宅(居住部分の延べ床面積が2分の1未満)は補助金の対象になりません。

▼対象設備(次の全てに該当する設備)

①住宅への設置に適し、低圧配電線と逆潮流で連系するもので、太陽電池の最大出力の合計値およびパワーコンディショナーの定格出力の合計値が10kW未満のもの

- ②起動および停止などに関して全自動運転を行うもの
- ③電力会社と電力需給契約を締結するもの
- ④未使用なもの

▼補助金額

1kW当たり25,000円(1,000円未満切り捨て) ※上限は10万円

▼申請方法

申請書は町ホームページからダウンロードできます。申請書に必要な書類を添付し、窓口へ提出してください。郵送による申請はお受けできません。なお、受付期間中でも予算額に達した場合は、その時点で受け付けを終了します。受け付けは書類が全て揃っているものを優先します。

▼問い合わせ先

住民課 住民環境室
☎26・2245(直通)

役 場 人 事

人事異動(5月1日付)

福田 真琴 異動前 健康子育て課
異動後 介護福祉課

退職(5月31日付)

大和 美月(介護福祉課)



メーター器周辺を綺麗に

水道検針業務にご協力ください

水道メーターは水道料金を算出するためだけでなく、漏水の発見にも役立っています。

毎月14日から1週間程度(㊤㊶を含む)が水道メーターの検針期間です。下記のような検針しやすい状態の維持にご協力ください。

※検針期間は天候などによりずれることがあります。



まちの花

● 周辺の草や木を除去する。

※夏場は草が繁茂し、検針の妨げになる場合があります。

● メーターボックスの上に自動車や物を置かない。

● 出入り口やメーターボックス付近に犬をつながない。

▼ 問い合わせ先
上下水道課 上水道室

☎ 54・1118 (直通)

工事開始前に業者へご相談ください

家庭用浄化槽設置補助金の交付



まちの鳥

家庭用浄化槽(合併処理浄化槽)を設置する人に、浄化槽設置補助金を交付しています。単独処理浄化槽かくみ取り槽を合併処理浄化槽へ切り替える場合、町の補助金に加えて、県の浄化槽工口補助金も受けられます。令和4年度分の補助金の申請期限は、いずれも12月28日(㊤)です。

通常、工業者が申請書類などを揃えて町へ提出します。必ず工事を始める前に工業者へ相談してください。

▼ 対象 公共下水道区域および農業集落排水区域を除く全域(ただし、農業集落排水区域では、新規のつなぎ込みができない区域は対象となる場合もあります。)

▼ 補助金額 5人槽 17万4千円、7人槽 22万5千円、10人槽 29万8千円

※浄化槽工口補助金を受ける場合は、右記に加えて10万円

▼ 問い合わせ先
上下水道課 下水道室

☎ 26・2284 (直通)

保守点検・清掃・法定検査など

浄化槽の維持管理を忘れずに

浄化槽の維持管理は、保守点検・清掃・法定検査に分かれ、浄化槽法でそれぞれ定期的に実施することが義務付けられています。

保守点検 機械の点検・補修や消毒剤の補給などです。家庭用の小型浄化槽では4カ月に1回以上の実施が義務付けられています。

▼ 町内登録業者
保守点検について

(有)前橋環境管理センター
☎ 54・7900

(有)北群馬衛生社
☎ 54・2768

清掃について
(有)茨川衛生社 ☎ 22・0923

(有)関東清掃社 ☎ 22・0294

(有)北群馬衛生社 ☎ 54・2768

法定検査について
群馬県環境検査事業団

☎ 027・28005222

浄化槽について
中部環境事務所

☎ 027・21992020

▼ 問い合わせ先
上下水道課 下水道室
☎ 26・2284 (直通)



まちの木